換地処分に伴う登記事務停止のお知らせ（令和８年１１月２日）

下記の区域について、土地改良法による換地処分に伴う公告がなされましたので、不動産の登記につきましては、換地処分の登記が完了するまで事務を停止いたします。

なお、ご不明な点がございましたら、当局登記部門までお問合せください。

記

【事務停止区域】

深川市納内地区（深川市納内町字納内の一部、深川市納内町北の一部）